



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和6年11月1日

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和6年11月1日に改正されましたので、主な改正のポイントをまとめました。なお、やむを得ない事情がある場合の転籍の改善に係る運用要領の改正ポイント以外は別途取りまとめているので、そちらをご参照ください。

改正ポイントの後に記載している【通し番号】は「「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号で、当機構のホームページ (<https://>) に掲載しておりますので、改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 第4章（技能実習計画の認定等）関係

- 転籍を認め得るやむを得ない事情の例について明記するとともに、それらに当たるとしても専ら技能実習生の責めに帰すべき事情によるものである場合には実習先の変更（転籍）が認められないことを併せて明記しました。また、技能実習生本人から転籍の申出があった場合の対応についても明記しました。 【通し番号1】
- 入国後講習の講義内容に、転籍を認め得るやむを得ない事情に関する知識等を含める必要がある旨を明記しました。 【通し番号2】
- 技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）によって転籍希望の申出を受けた監理団体等が「転籍を認め得るやむを得ない事情」があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要がある旨明記しました。 【通し番号5、14】

2. その他

- 「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44号）及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第1-45号）を整備しました。 【通し番号18、19】